

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱（案）
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 実施期間 | 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで |
| 2 意見者数 | 5人 |
| 3 意見総数 | 5件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり） |
| 4 意見の反映件数 | 0件 |

周知方法

広報媒体	実績
要綱案の配架	配架場所（閲覧者数） <ul style="list-style-type: none"> ・人権政策課 (0人) ・情報公開室 (0人) ・草津市立図書館 (0人) ・南草津図書館 (0人) ・人権センター (0人) ・男女共同参画センター (0人) ・各隣保館 (1人)
資料送付	送付数： 0件（団体0件、個人0件）
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数：188件（1月15日確認）
広報紙	12月1日号
資料提供	11月27日付け
その他（市LINE）	12月1日付け

要綱案の概要版掲示施設

- | | |
|---------------------|------------|
| ・各地域まちづくりセンター（14箇所） | ・各隣保館（4箇所） |
| ・草津市立図書館 | ・南草津図書館 |
| ・キラリエ草津 | ・UDCBK |
| ・まちづくり協働課 | |

結果公表の日時

- | | |
|----------|--|
| (1) 公表日時 | 【ホームページ】 3月下旬
【広報紙】 4月1日号 |
| (2) 公表方法 | ホームページ、広報紙、結果の配架（人権政策課、情報公開室、草津市立図書館、南草津図書館、人権センター、男女共同参画センター各隣保館） |

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱（案）
提出された意見と市の考え方

No	意見	市の考え方
1	<p>制定趣旨に賛同いたします。</p> <p>なお、市長が市民および市立施設および市内外の施設に対して、本制度をもってパートナーと認められた方々に対する合理的な配慮を行うよう啓蒙・指導することを何らかの形で明確化して頂きたい。</p>	<p>本制度の趣旨が理解されるよう、啓発に努めてまいります。</p>
2	<p>パートナーシップ制度は法律に違反します。</p> <p>この制度の問題について指摘しているサイトです。</p> <p><u>パートナーシップ制度</u> https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/</p> <p>このように、パートナーシップ制度にはいくつもの問題があります。</p> <p>東京地方裁判所の同性婚判決について解説されているところでも問題が指摘されています。</p> <p><u>同性婚訴訟 東京地裁判決の分析</u> https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/同性婚訴訟-東京地裁判決の分析/</p> <p>この理由で、草津市で導入するべきではないと思います。</p>	<p>本制度は、一方または双方が性的マイノリティである2人がパートナーシップである旨の宣誓をし、市が宣誓書受領証等を交付するものであり、法律に違反するものではないと認識しております。</p>
3	<p>一頁</p> <p>「(1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者または性的指向が異性に限らない者をいう。」</p> <p>八頁</p> <p>「また、本制度を利用する方の性的指向・性自認、本制度を利用していること</p>	<p>本制度は、性の多様性についての理解を進めることを目的として、広く性的マイノリティの方々を対象としております。論文中にある法律に定義されている「性同一性障害者」に限定するものではありませんので、「性自認」を用いることといたします。</p>

	<p>については、本人の同意なく、正当な理由なしに口外しないでください。」</p> <p>次の論文の理由で、この文の中の「性自認」という言葉を使ってほしくないです。</p> <p><u>トランス問題をどのように考えるべきか</u> https://www.academia.edu/93894328/ 「性自認」は削除してください。</p>	
4	<p>要綱案の理念について、第1条にて「草津市人権擁護に関する条例の理念に基づき」とありますが、草津市男女共同参画推進条例第3条第5号で「家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること」と定めがあり、その逐条解説には、「家族の構成には単独世帯、ひとり親世帯、男性だけあるいは女性だけの世帯などさまざまな形態があることを理解し、それぞれの家族の状況や意思が尊重される必要があります。」とあります。</p> <p>草津市男女共同参画推進条例の制定当時、条例策定委員会の座長であった立命館大学法学部二宮周平教授（当時）は、日本の家族法の権威的な立場にあり、渋谷区での動きも察知されながらも、いずれパートナーシップ宣誓制度のようなものが必要になることを見越して、全国で初めて、男女共同参画推進条例の中に、家族の多様性の尊重の条文を設けられたという経緯があります。</p> <p>そのことからすると、第1条は、理念の根拠となる条例を単独とするのではなく、両条例を併記し、「草津市人権擁護に関する条例の理念および草津市男女共同参画推進条例に基づき」としたほうがい</p>	<p>草津市人権擁護に関する条例では、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす強い意志のもと、一人ひとりの参加によって人権が尊重されるまちを実現することを理念としています。また、その条例を具現化し、人権施策の総合的かつ効果的に推進するための「人権擁護に関する基本方針」においては、男女に関する問題や性的マイノリティに関する問題等を課題としてとらえており、草津市人権擁護に関する条例の理念は、それらを包括していると考えています。</p> <p>そのため、特に要綱（案）の第1条の変更はいたしません。</p> <p>なお、御意見の草津市男女共同参画推進条例の第3条第5号は、条例素案の作成過程において草津市男女共同参画推進懇話会で議論いただき、男女という性別に捉われない多様な家族の生活を尊重すべきとの思いで、基本理念のひとつとして規定しております。懇話会では、同条第4号の家族の中の男女共同参画については、男性と女性の格差がある社会から格差をなくすことが大前提であり、「男女」の記</p>

	<p>いと思います。</p> <p>草津市パートナーシップ宣誓制度が、要綱上で明確に男女共同参画推進条例に関係がないとすることで、草津市男女共同参画推進条例が形骸化してしまうことを懸念しています。</p>	<p>述は残していく必要があるが、家族の形は、性的マイノリティの方、ひとり親家庭、同性同士など多様であり、それらの家族の生活も尊重すべきとして、別号で規定する形となったものがあります。このため、いずれパートナーシップ宣誓制度のようなものが必要になることまでを見越したのではなく、性的マイノリティの方も含めた、多様な家族の人権が侵害されることのないようにと議論いただいていたものと認識しています。</p>
5	<p>「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」が本要綱の対象となることに明確に反対します。</p> <p>以下反対理由3点</p> <p>①パートナーシップ制度の拡がり、性転換手術を経ず身体は男性のまま戸籍女性へ変更する裁判での判決根拠となっている</p> <p>②トランスジェンダーの身体異性カップルは使える制度が増えるので公平ではない</p> <p>③今後、性自認差別禁止条例などを作るときの足がかりになりかねない</p> <p>① について</p> <p>2023年10月25日に出た特例法(戸籍性別変更に関する法律)一部違憲判決において、地方自治体でパートナーシップ制度が拡大し「異性の二人をも対象」とすることで性同一性障害を含む性的少数者への理解が広がっているとされました。…資料13ページ参照</p> <p>そもそも、“性自認”という考え方をどれほどの市民が理解しているのでしょうか</p>	<p>次の理由により、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」は、本制度の対象といたします。</p> <p>① 全国的に同様の制度が普及している状況は判決文のとおりですが、判決根拠とすることの是非については司法が判断するものと考えております。</p> <p>② 婚姻届には「夫になる人」「妻になる人」を記入する欄があり、トランスジェンダー同士のカップルは、自認する性と異なる欄に記入しなければならないことから、その心理的負担により、婚姻の届出ができない場合も考えられます。</p> <p>本制度は以上のことも考慮しており、また、両制度が同時に使えるものではないことから、不公平にあたるとは考えておりません。</p> <p>③ 今後、どのような条例等を制定または改正するかは、その時々々の社会背景や市民ニーズ等が考慮されるものであり、現時点では修正いたしません。</p>

か。よく知らないうちにパートナーシップ制度が制定されていくことと、理解が広がっていることとは違います。草津市でも“性自認”という文言を要綱に盛り込んでしまうことに強い危機感を覚えます。

②について

草津市案では生来男女カップルは対象ではないとのことですが、本来カップルになろうとする二人は戸籍上同性カップルか異性カップルしかありえません。

同性カップル=パートナーシップ制度
異性カップル=婚姻制度

異性カップルの一部=パートナーシップ制度・婚姻制度

⇒一方でも「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」だと“自認”すれば両制度が使える

「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」が本要綱の対象とするなら、性自認という考え方を認めている他ないと思います。

異性カップルは本来婚姻制度しか使えず、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」だと“自認”すれば両制度が使えるようになることから明白です。

“性自認”という言葉を使っているわけではないならわざわざ使用しないほしいと思います。

③について

今後、差別禁止条例を制定することがあればパートナーシップ制度で盛り込まれている“性自認”を差別禁止の対象から省くことが難しくなる

	<p>→女性スペースの使用を断ると差別だといわれてしまうことが発生し得る。実際に、アメリカでは性自認をもとに差別することは禁止だとして女性用スパに身体男性が入り、注意した施設側が敗訴する事例が発生しています。日本でも移民政策など推し進めているのでそのような事態が発生しないとも限りません。</p> <p>以上、性自認という文言を入れることについて何卒再考願います。</p>	
--	--	--

▼原案への反映について

パブリックコメントの実施結果による要綱（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、要綱に基づく具体的な取り組みにあたっての参考とさせていただきます。